

## 新型コロナウイルス感染症による離職者のための市営住宅一時使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇・雇止め（以下「解雇等」という。）により住居の退去を余儀なくされる者（以下「離職退去者」という。）に対し、居住の安定を図り自立を支援するために、市営住宅の目的外使用を一時的に許可するにあたって必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 一時使用によって入居を認められる離職退去者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 神戸市内に住所又は解雇前・予定の勤務先があること。
- (2) 雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされた者又はその同居親族。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

### (使用期間)

第3条 使用期間は、原則として1年以内とする。ただし、市長が特段の事由があると認めるときは、使用許可を更新できる。

2 前項の使用期間の更新は、3月単位で行うものとし、当初の使用開始日から起算して2年以内の期間を限度とする。

### (使用料)

第4条 前条に規定する一時使用許可期間中の市営住宅使用料は、公営住宅法施行令第2条第1項の規定に基づき、同条第2項の表の上欄に掲げる入居者の収入の区分の最低額に応じた同表の下欄に掲げる額を家賃算定基礎額として算出したその市営住宅の家賃と同額とする。

### (申請手続き及び使用許可)

第5条 一時使用を希望する離職退去者は、「行政財産使用許可申請書」（様式第1号）に市長が必要があると認める書類を添付し、市長あてに提出するものとする。なお、離職退去者の認定は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号の書類により行うものとする。

- (1) 社員寮、社宅等雇用先が賃貸していた住居から退去を余儀なくされた場合 解雇通知、寮・社宅からの退去通知書等
- (2) 住居手当等により居住可能であった住居から退去を余儀なくされた場合 解雇通知、給与明細、賃貸住宅の契約書等
- (3) 解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住してい

る住居から退去を余儀なくされた場合 解雇通知、失業等給付の申請書（離職理由等）、賃貸住宅の契約書等

(4) その他前3号に準じる場合 別に定める書類

2 市長は、前項の申請について、第2条の条件を満たすものに対し、その使用を許可し、申請者あてに「行政財産使用許可書」（様式第2号）を交付する。

(使用許可の更新)

第6条 第3条に定める使用期間の更新を希望する離職退去者は、「行政財産使用許可申請書」（様式第1号）に市長が必要があると認める書類を添付し、市長あてに提出するものとする。

(提供住宅の選定)

第7条 一時使用に供する住宅は、あらかじめ建築住宅局長が決定する。

(条例等の順守)

第8条 一時使用の許可を受けた離職退去者は、当該住宅を使用するにあたり本要綱に定めのない事項に関しては神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）、同条例施行規則（昭和35年4月規則第9号）及び関係法令並びに許可条件を順守するものとする。

(明渡しの請求等)

第9条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、一時使用の許可を取消し、当該住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 不正の行為により一時使用許可を受け入居したとき。
- (3) 正当な理由なく15日以上住宅を使用しないとき。
- (4) 住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (5) 暴力団員であることが判明したとき。
- (6) その他市長が市営住宅の管理上必要があると認めたとき。

2 前項の規定により明渡しの請求を受けた離職退去者は、速やかに当該住宅を明渡さなければならない。

3 離職退去者が第3条に定める使用期間を超えて使用を続ける場合及び一時使用の許可が取消された以降も使用を続ける場合、損害金として当該住宅の近傍同種家賃相当額を請求できる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。